

「住宅セーフティネット法改正」報告集会

—国会審議の特徴と今後の課題を考える—

日時：2017年5月25日（木）午後6時30分～8時30分

会場：豊島区・目白第二区民集会室

〔趣旨〕 今国会に、「住宅セーフティネット法」(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の一部改正案が提出され、衆参国土交通委員会で審議が行われました。私たちは国会審議に先立って全政党に対し、詳細な要請書を提出し、各党との意見交換を行いました。また、2回にわたって院内集会を開催し、多くの議員の参加を得ました。こうした活動の中で、国会での参考人意見陳述が実現し、4月7日衆議院、4月18日参議院の国土交通委員会で質疑を含めて行われました。

今回、国会に参考人として出席し、意見を述べた3人の方々から報告してもらい、他の識者からの発言も交え、国会審議での成果と今後の課題について考えます。

〔プログラム〕

1. 司会者あいさつ—報告集会の趣旨と論点(坂庭)
2. 報告(参考人意見陳述等の要旨と今後の課題) 各15分
 - I. 稲葉 剛 (立教大学特任准教授・住まいの貧困ネット世話人)
 - II. 坂庭国晴 (住まい連代表幹事・日本住宅会議理事)
 - III. 塩崎賢明 (立命館大学特別招聘教授・日本住宅会議理事長)
 - IV. 林 治 (弁護士・全国追い出し屋対策会議)
3. 質疑および今後の課題についての討論 約1時間

(論点などは次頁)

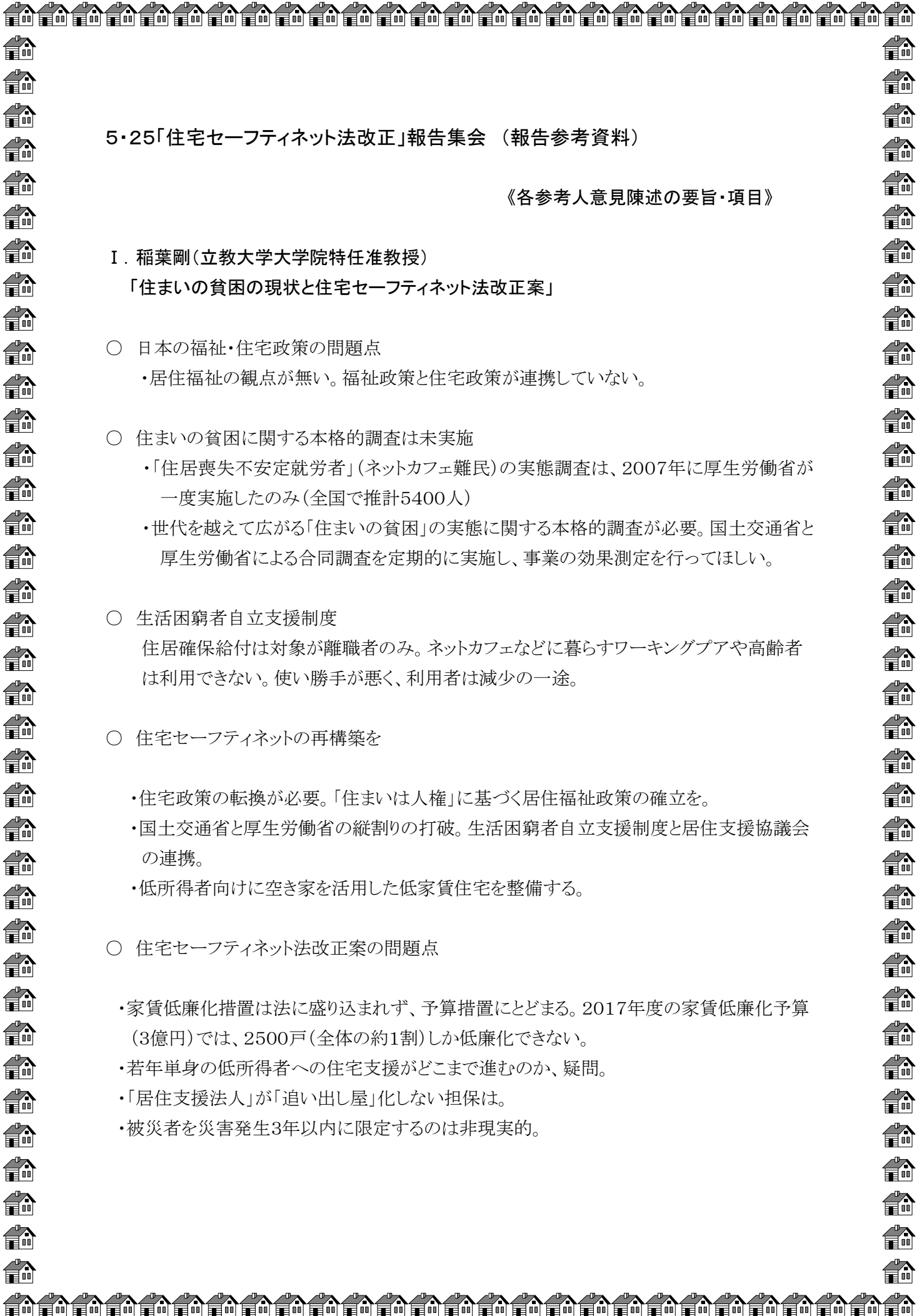
〔開催団体〕 住まいの貧困に取り組むネットワーク、国民の住まいを守る全国連絡会、全国追い出し屋対策会議、日本住宅会議(関東会議)



【今後の課題と主な論点】

国会(衆・参両院)の附帯決議(別紙)を参考に(上段が附帯決議の抜粋)

1. 「公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策についても、引き続き着実な推進に務めること」、「地方公共団体による賃貸住宅供給促進計画について、その策定の促進を図る・・・」
⇒①公的賃貸住宅政策の推進、②地方公共団体の役割(賃貸住宅供給促進計画)、③地方自治体・地方議会への要請、働きかけ等
2. 「低額所得者の入居負担軽減及び安定的な住宅確保を図るため、政府は予算措置を含め必要な支援を講ずること」
⇒①今回の施策(家賃低廉化の補助)の限界と問題点、②入居負担軽減・安定的な住宅確保に必要なこと、③家賃補助制度の確立に向けて、
3. 「住宅確保要配慮者の入居が拒まれている実態について、・・・有識者や現場関係者の意見を聞きながら、適宜調査を行うなど・・・」、「居住支援協議会の設立の促進とその活動の充実を図ることが重要であり・・・」
⇒①住宅困窮各層の実態調査の必要性とその実現に向けて、②居住支援協議会の設立促進と活動の充実について必要なこと、③「居住支援法人」をどう見るのか、
4. 「違法な取り立て行為や追い出し行為等にあわないよう、政府は適正な家賃債務保証業者の利用に向けた措置を速やかに講ずること」
⇒①適正な家賃債務保証業者の利用に向けた措置とは、その意味と問題点、②違法な取り立て行為や追い出し行為を禁止するための措置について③「貧困ビジネス」を排除、根絶していくための施策について
5. 「災害が発生した日から起算して三年を経過した被災者についても、必要が認められるときは、住宅確保要配慮者として支援措置を講ずること」
⇒①「被災者の住宅確保のために有効に機能する制度」(最終とりまとめ)になっているのか、②被災者の居住の安定確保にとって必要な施策について、③被災者を含めた家賃補助制度の実現について



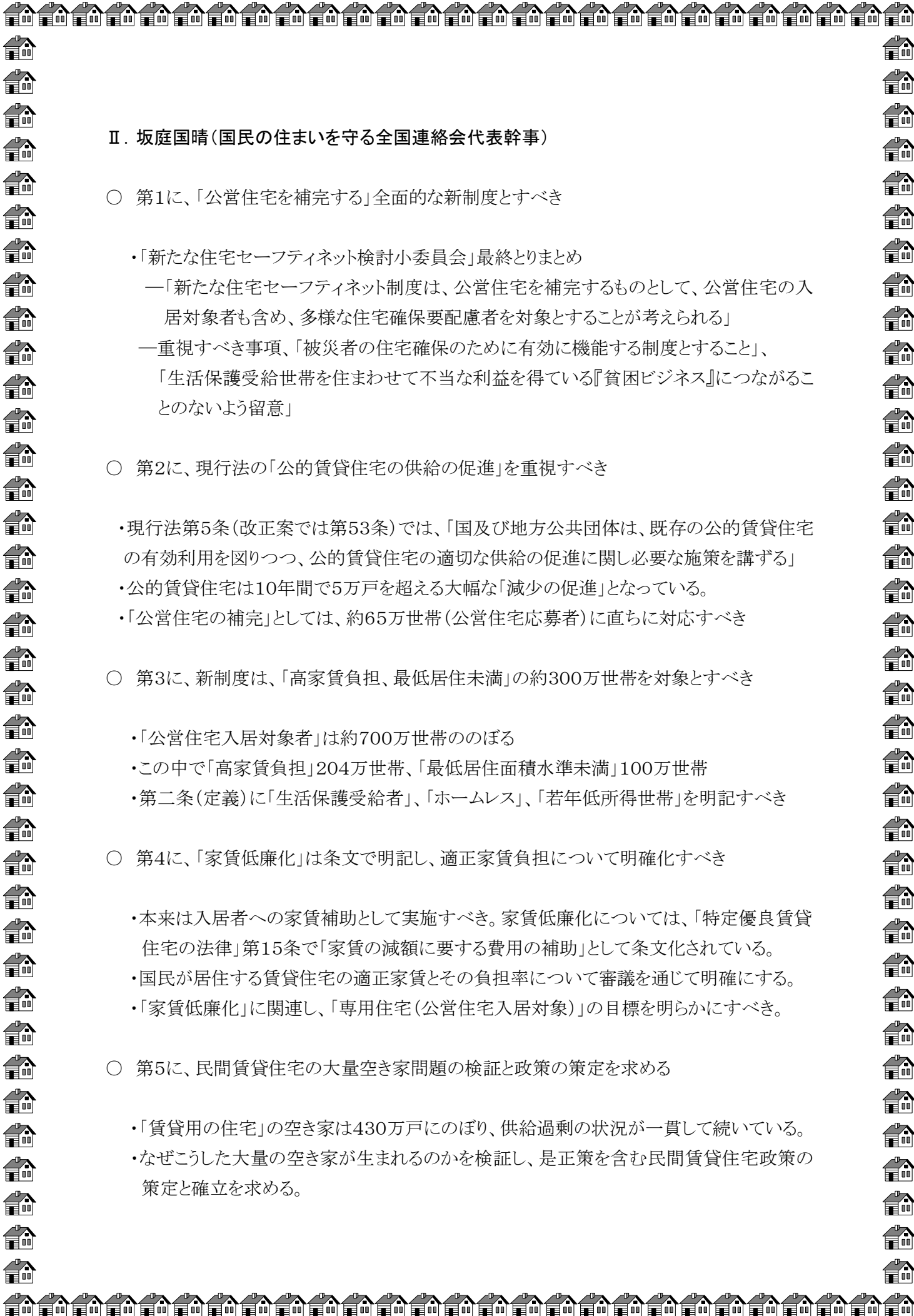
5・25「住宅セーフティネット法改正」報告集会（報告参考資料）

《各参考人意見陳述の要旨・項目》

I. 稲葉剛(立教大学大学院特任准教授)

「住まいの貧困の現状と住宅セーフティネット法改正案」

- 日本の福祉・住宅政策の問題点
 - ・居住福祉の観点が無い。福祉政策と住宅政策が連携していない。
- 住まいの貧困に関する本格的調査は未実施
 - ・「住居喪失不安定就労者」(ネットカフェ難民)の実態調査は、2007年に厚生労働省が一度実施したのみ(全国で推計5400人)
 - ・世代を越えて広がる「住まいの貧困」の実態に関する本格的調査が必要。国土交通省と厚生労働省による合同調査を定期的に行い、事業の効果測定を行ってほしい。
- 生活困窮者自立支援制度
 - 住居確保給付は対象が離職者のみ。ネットカフェなどに暮らすワーキングプアや高齢者は利用できない。使い勝手が悪く、利用者は減少の一途。
- 住宅セーフティネットの再構築を
 - ・住宅政策の転換が必要。「住まいは人権」に基づく居住福祉政策の確立を。
 - ・国土交通省と厚生労働省の縦割りの打破。生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携。
 - ・低所得者向けに空き家を活用した低家賃住宅を整備する。
- 住宅セーフティネット法改正案の問題点
 - ・家賃低廉化措置は法に盛り込まれず、予算措置にとどまる。2017年度の家賃低廉化予算(3億円)では、2500戸(全体の約1割)しか低廉化できない。
 - ・若年単身の低所得者への住宅支援がどこまで進むのか、疑問。
 - ・「居住支援法人」が「追い出し屋」化しない担保は。
 - ・被災者を災害発生3年以内に限定するのは非現実的。



Ⅱ. 坂庭国晴(国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事)

○ 第1に、「公営住宅を補完する」全面的な新制度とすべき

・「新たな住宅セーフティネット検討小委員会」最終とりまとめ

- 「新たな住宅セーフティネット制度は、公営住宅を補完するものとして、公営住宅の入居対象者も含め、多様な住宅確保要配慮者を対象とすることが考えられる」
- 重視すべき事項、「被災者の住宅確保のために有効に機能する制度とすること」、「生活保護受給世帯を住まわせて不当な利益を得ている『貧困ビジネス』につながることをないよう留意」

○ 第2に、現行法の「公的賃貸住宅の供給の促進」を重視すべき

- ・現行法第5条(改正案では第53条)では、「国及び地方公共団体は、既存の公的賃貸住宅の有効利用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずる」
- ・公的賃貸住宅は10年間で5万戸を超える大幅な「減少の促進」となっている。
- ・「公営住宅の補完」としては、約65万世帯(公営住宅応募者)に直ちに対応すべき

○ 第3に、新制度は、「高家賃負担、最低居住未満」の約300万世帯を対象とすべき

- ・「公営住宅入居対象者」は約700万世帯ののぼる
- ・この中で「高家賃負担」204万世帯、「最低居住面積水準未満」100万世帯
- ・第二条(定義)に「生活保護受給者」、「ホームレス」、「若年低所得世帯」を明記すべき

○ 第4に、「家賃低廉化」は条文で明記し、適正家賃負担について明確化すべき

- ・本来は入居者への家賃補助として実施すべき。家賃低廉化については、「特定優良賃貸住宅の法律」第15条で「家賃の減額に要する費用の補助」として条文化されている。
- ・国民が居住する賃貸住宅の適正家賃とその負担率について審議を通じて明確にする。
- ・「家賃低廉化」に関連し、「専用住宅(公営住宅入居対象)」の目標を明らかにすべき。

○ 第5に、民間賃貸住宅の大量空き家問題の検証と政策の策定を求める

- ・「賃貸用の住宅」の空き家は430万戸にのぼり、供給過剰の状況が一貫して続いている。
- ・なぜこうした大量の空き家が生まれるのかを検証し、是正策を含む民間賃貸住宅政策の策定と確立を求める。



Ⅲ. 塩崎賢明(立命館大学政策科学部 特別招聘教授)

○ 1. 法改正全般について

(1) 法改正の特徴 ・現行法全12条→改正法案全64条

- ・64条のうち32条(8条～39条)は、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」11条(40条～50条)が「居住支援法人」に充てられている。
- ・法改正の主眼は、空き家を活用した住宅登録制度の創設に置かれている。

(2) 住宅セーフティネット法は住生活基本法の基本理念を実現する役割を担うもの

- ・住生活基本法の基本理念 ④居住の安定の確保 第6条
- ・住生活基本計画(2016年3月閣議決定) 目標3:住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- ・本来、居住の安定確保が現行法で達成できているかどうかの検討の上に立ち、居住の安定確保にむけて総合的・全面的に取り組むべく法改正を行うべき。

(3) この観点からみれば、今回の法改正は、もっぱら空き家活用による住宅登録制度の創設を主眼としており、住宅確保要配慮者の居住の安定に資するところがあって、一歩前進ではあるが、十分とはいえない。

第1に、「公営住宅、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅を適切に供給」といった点については言及が乏しい。

第2に、新たな住宅セーフティネット制度としての登録住宅制度についても、現状の住宅確保要配慮者の困窮状態を救済し、解決するには十分でない。

(4) 法改正案で注目すべき点として、賃貸住宅供給促進のための都道府県及び市町村計画の導入、いずれも「できる」規定にとどまっている。計画内容に公的住宅の供給も盛り込まれるようにすることが、真の居住の安定を図るうえで重要である。

○2. 「被災者」の居住の安定確保について

(1) 「被災者」を3年に限るのは現実に合わない

(2) 被災者は3年を経過してもなお、居住の安定確保に難渋している

(3) 被災者を含む住宅確保要配慮者に家賃補助政策を

今回の法改正において、登録住宅における家賃低廉化措置が導入されるが、改正法の本則には盛り込まれておらず、十分とは言えない。家賃補助政策は、平時と災害時の双方における住宅確保要配慮者の居住安定確保にとって不可欠の施策であり、ぜひとも導入すべきと考える。